

4. 9. 13
7417

勞秘第一八四五

昭和四年九月十日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏殿

社會局長 官殿

各廳府縣長官殿

(北海道、京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、静岡、福岡)

合資會社 宇田川運送店 勞働争議ニ関スル件

專旨

本會社倒ニ於テハ臨時自動運轉手ヲ雇入レ事務ヲ繼續スル
又勞働者側ニ於テハ争議ノ不利ヲ蒙ル密カニ會社倒ニ對シ復職ス
謀願スル者アリ九月七日合九日ノ會見ニ依リ解雇手當支給額
ニ付テ折衝シタルニ纏リ九月十日再會見スル事ナリ
又東京合同労働組合ニ於テハ拒力應接スルカ如ク印刷物等ヲ散布シ
居ル等該團體ニ於テハ應接ヲ拒絶セリ

標記 宇田川運送店ノ勞働争議ノ狀況ニ関シテハ既報